

住宅・土地、公共工事関係	
・工場立地法に係わる規制緩和	146
運輸関係	
・真のワンストップサービスの実現	147
・輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現	148
危険物保安関係	
・保安四法の国際統合化及びより一層の合理化	149
・重複規制の排除	150
・石油コンビナート地域に対する配置規制の合理化	151
・保安四法の性能規定化の促進	152
・認定等における裁量行政の排除	153
・ガス体エネルギーに係る保安規制に関する法令の整合性	154
・石炭法のレイアウト規制に係わる不合理・不公平項目の撤廃	155
・自衛防災組織の共同化	156
・異常現象の通報義務	157
・拓本の廃止	158
・各法認定制度の合理化及び見直し	159
・検査手法への性能規定の導入	160
・緊急遮断弁漏洩検査の合理化	161
・高圧ガス設備の開放検査期間の緩和	162
・酸素製造設備（深冷式）の官庁検査周期の延長	163
・液化炭酸ガス球形貯槽の開放検査周期延長	164
・定期自主検査実施製造施設からの適用除外	165
・試験研究機関における高圧ガス設備、第1種圧力容器及びクレーンの 自主検査期間の延長	166
・高圧ガス輸入における立会い検査の合理化	167
・設計・補修・検査基準の国際化	168
・クレーンの隙間に関する規制とJISの整合性確保	169
・高圧ガスの「製造」の定義の見直し	170
・軽微な変更の対象拡大	171
・手続期間の合理化	172
・各種申請手数料の納付方法の改善	173
・認定事業所における危険物取扱者及び保安係員等講習の免除	174
・保安統括者と保安係員の兼務	175
・使用停止命令の解除	176
・微量含有ガスの容器の刻印表示、ガス名表示	177
・高圧ガスと危険物の混載禁止規定の緩和（毒性高圧ガス）	178
・高圧ガスと危険物の混載禁止規定の緩和（有機金属類）	179
・危険性物質輸送時の2人乗車規制の撤廃	180

・ バルク供給システム全般の規制緩和	181
・ バルク供給システム全般の規制緩和	182
・ バルク供給システム全般の規制緩和(バルク貯槽の液面計の設置)	183
・ バルク供給システム全般の規制緩和(バルクローリの充填てん 作業基準)	184
・ バルク供給システム全般の規制緩和(特定供給設備)	185
・ バルク供給システム全般の規制緩和(バルク貯槽の保安距離緩和)	186
・ バルク供給システム全般の規制緩和(バルクローリの基準)	187
・ バルク供給システム全般の規制緩和(容器附属品のバルク貯槽への 使用可)	188
・ バルク供給システム全般の規制緩和	189
・ バルク供給システム全般の規制緩和(バルクローリの設置申請 について)	190
・ C N G 容器に関する設計確認試験簡素化と同一形式の範囲の緩和	191
・ C N G 容器に関する設計確認試験簡素化と同一形式の範囲の緩和	192
・ 完成及び保安検査における認定事業者の基準要件緩和	193
・ 火薬類取締法第2条による火薬類の定義見直し	194
・ 火薬類取締法第十条に基づく、火薬類取締法施行規則第七条、 第四十一条による、手続きの簡略化	195
・ 火薬類取締法第十条に基づく、火薬類取締法施行規則第四十一条による、 完成検査証の発行と施設の稼働開始日との関係	196
・ 火薬類取締法施行規則第八条による、「軽微な変更の工事」の適用範囲 の拡大	197
・ 火薬類取締法施行規則第一条の四による、火工品の指定の見直し	198
・ 火薬類取締法施行規則第五条第1項第三号による、危険工室の定員の 見直し	199
・ 火薬類取締法施行規則第一条第十号第3種保安物件の緩和の見直し	200
・ 少量新規化学物質の届出	201
・ 火薬類取締法施行規則第五条第一項第九号による、危険工室の停滞量の 見直し	202
・ 静電設置、避雷接地抵抗の測定周期延長	203
・ 都市ガスの規制緩和について	204
その他	
・ 化審法における医薬品中間物に係る規制の見直し	205
・ N P O 設立要件の見直し	206
・ 新規事業創出促進法に係る税制措置	207
・ 大学を日本版バイトール法の対象とすべき、大学の研究員が発明した ものは大学に帰属させるべきである	208

分野	住宅・土地、公共工事関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	工場立地法に係わる規制緩和		
意見・要望等の内容	<p>緑地、環境施設の定義を拡大し、例えば、渡り鳥等その地域特有の動植物の保護の観点から保全すべき干潟等の土地についても緑地、環境施設として認めるべきである。</p> <p>緑地内容については、樹木の本数や種別の概略を記載すればよいこととするなど、記載内容を簡略化すべきである。</p> <p>工場立地法に基づく新設・変更届出受理後の着工可能日を現行90日間から40～50日程度に短縮すべきである。</p>		
関係法令	工場立地法第4条 工場立地法施行規則第3条、第4条 工場立地法第8条 工場立地法施行規則第6条第1項、同条第2項第4号 工場立地法第11条	共管	財務省、厚生労働省、農林水産省、 国土交通省、環境省
制度の概要	<p>法第4条において、工場立地法における緑地は植栽その他の主務省令で定めるもの、環境施設は緑地及びこれに類する施設で工場等の周辺的生活環境の保持に寄与するもので主務省令で定めるもの、とされている。</p> <p>法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をした者は、当該特定工場に係る緑地等の面積の変更、移転等が生じた場合、変更を届け出なければならない、その際、樹木本数、種別(低木、高木)を記載した書面書類を添付しなければならない。</p> <p>法第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る内容を実施してはならない。</p>		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的な措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	<p>干潟等の土地を緑地又は緑地以外の環境施設とすることについて</p> <p>工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、緑地等については、この目的に資するよう、事業者に配置を義務づけているものである。</p> <p>緑地の具体的な効果としては、心理的效果、大気浄化、騒音防止、防災・保安効果、飛砂・風塵防止等があげられ、緑地以外の環境施設の具体的な効果としては、緩衝帯、美観等周辺的生活環境の保持への寄与があげられる。</p> <p>これらの効果が十分に発揮されるためには、一定の水準・内容の施設であることが必要であり、その水準等を施行規則第3条及び第4条において定めているところ。</p> <p>工場周辺的生活環境とは、主として人の日常の生活の環境をいうが、その他、人の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境も含んでおり、このような観点から、動植物の保護のため保全すべき土地については、規則に定められた水準・内容を満たしている場合には、緑地等として認められており、現行の省令で対応可能と史料。</p> <p>記載内容の簡略化について</p> <p>工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、緑地については、この目的に資するよう、事業者に配置を義務づけているものである。</p> <p>緑地の具体的な効果としては、心理的效果、大気浄化、騒音防止、防災・保安効果、飛砂・風塵防止等があげられるが、これらの効果が十分に発揮されるためには、緑地の植栽密度等が一定の水準以上であることが必要であり、その水準を、同法施行規則第3条において定めているところ。また、同条では、事業者自身がそれぞれの状況に応じ、弾力的な緑地整備が行えるよう、緑地の内容を高木のみ、高木と低木、低木又は芝等地被植物として掲げており、それぞれの状態によって一定面積あたりの必要本数が定められているところ。</p> <p>法の趣旨に鑑みても、緑地面積が変更される場合の内容審査において、樹木の本来数、種類等を確認することは、以上の理由により、必要不可欠と史料。</p> <p>なお、同条第3項において、新設の届出の際に添付した最終の書類の内容に変更がない場合は、添付を省略することができる、届出事業者の負担軽減を図っている。</p> <p>実施制限期間の短縮について</p> <p>届出の内容審査は、慎重に行う必要があり、勧告、命令による未然防止という法の趣旨から、審査が完了するまで工事等の着手を制限しているもの。</p> <p>実施制限期間については、事務処理の迅速化を図る目的から、法第11条第2項において、内容が相当であると認めるときは期間を短縮することができる、と規定しており、現状でも届出事業者の要望に十分に対応可能であると考えられる。</p> <p>なお、90日という実施制限期間は、「90日以内に限り変更命令を行うことができる」という法第10条第2項の規定と整合性をもって設定されており、勧告・変更命令という制度は、工場立地法の根幹をなす制度であることから、これらの日数を変更することはできない。</p>		
担当局課室等名	経済産業政策局地域経済産業政策課		

分野	運輸関係	意見・要望提出者	(社)日本船主協会	
項目	真のワンストップサービスの実現			
意見・要望等の内容	1. 諸手続のIT化関連 真のワンストップサービスの実現 ・シングルウィンドウ(ワンインプット)システムの整備 ・申請データや各種統計資料の関係官公庁による共有化 ・システム使用料のミニマイズ化等、申請者の負担軽減			
関係法令	外国為替及び外国貿易法第69条の2 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について	共管	国土交通省 財務省 農林水産省 厚生労働省 法務省	
制度の概要	外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)とは経済産業省において行う外為法規制対象案件の輸出入許可・承認について、インターネット等を通じて電子申請することができるシステムである。 現在は、通関業者等が輸出入の申告時に際し許可・承認証等を税関に提示する必要があり、税関申告を行う際に利用している通関情報処理システム(NACCS)との連携が図られていない。			
計画等における記載の状況	通関情報処理システム(NACCS)と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認申請システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に連携する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期: 2002年度内)			
(説明)				
<p>政府として、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの推進(シングルウィンドウ化)を図るためのシステム開発、関連システムの整備等を進めているところ。【2003年度のできるだけ早い時期の運用開始を予定】</p> <p>検討体制としては、関係府省間において「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」を設置し、同手続について、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討を進めているところである。</p> <p>経済産業省では、財務省の通関情報処理システム(NACCS)と経済産業省の輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)との接続を図るため、作業中である。【2002年度内の接続を予定】</p> <p>NACCSとの接続を図ることにより、通関業者等が許可・承認証を税関に持参しなくても、税関がJETRASからNACCSに送信された電子情報によって外為法上の許可・承認を受けていることが確認できることとなり、同時にNACCSで申告された申告情報との整合性を確認することができる。</p>				
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課			

分野	運輸関係	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進およびワンストップサービスの実現		
意見・要望等の内容	電子政府化の目標となっている2003年度までに、入港から輸入許可に要する時間を最短で24時間以内に短縮するため、 全ての輸出入・港湾諸手続を統合し、1回の入力・送信で複数の申請を可能とするシングルウィンドウ（ワンインプット）システムを整備すべきである。		
関係法令	外国為替及び外国貿易法第69条の2 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について	共管	国土交通省 財務省 農林水産省 厚生労働省 法務省
制度の概要	外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）とは経済産業省において行う外為法規制対象案件の輸出入許可・承認について、インターネット等を通じて電子申請することができるシステムである。 現在は、通関業者等が輸出入の申告時に際し許可・承認証等を税関に提示する必要があり、税関申告を行う際に利用している通関情報処理システム（NACCS）との連携が図られていない。		
計画等における記載の状況	通関情報処理システム（NACCS）と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認申請システム（JETRAS）については、平成14年度までを目途に連携する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期：2002年度内）		
（説明）			
<p>政府として、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの推進（シングルウィンドウ化）を図るためのシステム開発、関連システムの整備等を進めているところ。【2003年度のできるだけ早い時期の運用開始を予定】</p> <p>検討体制としては、関係府省間において「輸出入・港湾手続関連府省連絡会議」を設置し、同手続について、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討を進めているところである。</p> <p>経済産業省では、財務省の通関情報処理システム（NACCS）と経済産業省の輸出入許可・承認手続システム（JETRAS）との接続を図るため、作業中である。【2002年度内の接続を予定】</p> <p>NACCSとの接続を図ることにより、通関業者等が許可・承認証を税関に持参しなくても、税関がJETRASからNACCSに送信された電子情報によって外為法上の許可・承認を受けていることが確認できることとなり、同時にNACCSで申告された申告情報との整合性を確認することができる。</p>			
担当局課室等名	貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課		

分野	危険物・防災・保安分野 〔保安四法等〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	保安四法の国際統合化及びより一層の合理化			
意見・要望等の内容	わが国の保安法の全体像について、大局的視点から法改正を視野に入れて統合化検討委員会を発足させ、保安四法のより一層の合理化を進めるべきである。 整合性のとれた保安四法を整理し、行政事務と事業者業務の合理化を推進する。 省庁毎に設置される類似の検討委員会の合理化・効率化 一層の自主管理を促進し、許認可制に基づく事前審査型から実行監視型の保安規制に移行。			
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、石油コンビナート等災害防止法	共管		
制度の概要	高圧法：高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売等を規制するとともに、高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進し、公共の安全を確保する。 石災法：石油コンビナートの災害の防止に関する他の法律と相まって、災害の発生及び拡大の防止等のための総合的な施策の推進を図り、国民の生命、身体及び財産を保護する。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：高圧法関係規則の性能規定化：平成13年3月 圧力容器の技術基準のJIS規格との統合化：平成13年9月)			
(説明)				
<p>保安四法については、法の目的、対象等が異なることから一本化することは困難であるが、更なる合理化・統合化を図るため、平成12年11月に「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・統合化促進に関する実務者検討委員会」(以下「実務者検討委員会」という。)の最終報告をとりまとめ、関係省庁間で連携して合理化・統合化に対応している。</p> <p>経済産業省については、技術基準の合理化・統合化に関し、平成12年度中に高圧ガス保安法の技術基準の性能規定化を完了するとともに、平成13年9月には特定設備検査規則に定める圧力容器の技術基準についてJIS B 8265との統合化を図ったところである。</p> <p>「省庁ごとに設置される類似の技術委員会」と言うのは不明であるが、規制の合理化・効率化の観点から、高圧ガス保安法については、事業者の保安技術の向上等を踏まえ、平成8年の法改正により、設備変更時の完成検査及び設備の保安検査について認定事業者による自主検査制度を導入するなど、事業者による自主保安を推進している。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔保安四法等〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油連盟	
項目	重複規制の排除 【新規】			
意見・要望等の内容	複数の保安法令の適用を受ける圧力タンク等については何れか一つの法令で許可を受けられるようにして欲しい。本件は「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討連絡会」等において検討して欲しい。			
関係法令	高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法	共管		
制度の概要				
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 保安四法については、法の目的、対象等が異なることから、それぞれの法規制を一本化することは困難である。 なお、保安四法については、従来から重複検査の排除などの合理化・整合化を進めており、さらに、平成12年11月の「石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会」の最終報告に基づき、重複・類似する各種申請・届出書類の様式の統一化等を行っているところ、更なる合理化・整合化のご要望があれば具体的にご教示願いたい。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔保安四法等〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会												
項目	石油コンビナート地域に対する配置規制の合理化														
意見・要望等の内容	<p>石災法によるレイアウト規制の適用を受けるコンビナート事業所に対して、個別法に係る配置規制を以下のとおり合理化することを要望する。</p> <p>危険物施設と高圧ガス製造・貯蔵施設との間の保安距離規制を撤廃する</p> <p>日常点検や緊急時対応について相互に連携している複数のコンビナート事業所間の連絡配管類は、高圧ガス法のコンビナート導管の対象外とする。</p> <p>隣接する保安区画内にある高圧ガス設備間距離を撤廃する。</p>														
関係法令	高圧ガス保安法、消防法、 石油コンビナート等災害防止法	共管													
制度の概要	<p>石災法においては、コンビナート事業所の安全の確保と消火活動の効率的な実施を目的として、レイアウト規制、距離規制等を行っている。</p> <p>高圧ガス保安法のコンビナート等保安規則においては、コンビナート事業所における高圧ガスによる災害を防止するため、製造施設、導管等の技術上の基準等を定めている。</p>														
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 25%;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">検討中</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">措置困難</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding-top: 10px;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>														
(実施(予定)時期：)															
<p>(説明)</p> <p>高圧ガス保安法上、高圧ガス施設について、危険物施設との保安距離規制はない。</p> <p>複数の事業所間を結ぶ連絡配管については、事業所外を通る部分の管理が事業所内に比べおそれられる可能性があること、漏洩した場合の影響の大きさ等を考慮し、防災上の観点から、技術上の基準への適合義務を課している。日常点検や緊急時対応の相互連携していることをもってその内容を撤廃することは困難である。</p> <p>隣接する保安区画間の災害波及の防止のために設備間距離を設けることとしており、距離の確保に代わる有効な対策がない限りその内容を撤廃することは困難である。</p>															
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課														

分野	危険物・防災・保安分野 〔保安四法等〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会																
項目	保安四法の性能規定化の促進																		
意見・要望等の内容	<p>(a) 高圧ガス保安法各規則・告示のうち、引続き性能規定化を進めるべき事項について再整理し見直しする。またこれらに基づく現行の例示基準の内容について、抜本的見直しを行い、他法規や国際規格との整合性の確保を図る。</p> <p>(b) さらに、リスク評価に基づく自己管理能力のある認定事業者を対象に、例示基準に類似する基準の適用を認める手続きを簡素化する。</p> <p>(他法令関係の要望については省略)</p>																		
関係法令	高圧ガス保安法	共管																	
制度の概要																			
計画等における記載の状況	該当なし																		
対応の状況	<table border="0"> <tr> <td>(a)</td> <td>措置済・措置予定</td> <td>検討中</td> <td>措置困難</td> <td>(b)</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">〔</td> <td>措置済</td> <td rowspan="2">〔</td> <td colspan="3">措置するか否かを含めて検討中</td> </tr> <tr> <td>措置予定</td> <td colspan="3">具体的措置の検討中</td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス保安法関係規則の性能規定化：平成13年3月末 ・圧力容器の例示基準へのJIS規格の採用：平成13年11月 			(a)	措置済・措置予定	検討中	措置困難	(b)	その他	〔	措置済	〔	措置するか否かを含めて検討中			措置予定	具体的措置の検討中		
(a)	措置済・措置予定	検討中	措置困難	(b)	その他														
〔	措置済	〔	措置するか否かを含めて検討中																
	措置予定		具体的措置の検討中																
(説明)																			
<p>(a) 高圧ガス保安法の技術基準(省令)については、平成12年度内に性能規定化を完了しているところ。なお、技術の進歩等の必要に応じて、性能規定化された技術基準は見直すこととなる。例示基準は技術基準に適合する詳細基準の一例であり、例示基準以外の基準でも、技術基準に適合していることが確認されれば、基準として採用可能である。なお、圧力容器について平成13年11月にJIS B 8265を例示基準として採用するとともに、米国機会学会(ASME)の規格を例示基準として採用することとしているなど、他法令や国際規格との整合化を図っているところである。</p> <p>(b) ご要望の趣旨が必ずしも明らかではないが、技術基準の性能規定化に伴い、民間自主基準についても技術基準に適合していることが確認されれば採用することが可能である。</p>																			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課																		

分野	危険物・防災・保安分野 〔保安四法等〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油連盟	
項目	認定等における裁量行政の排除			
意見・要望等の内容	認定合否の判定については法令、通達に定めた手順、規定通りに運用して、中央省庁の裁量行政の入る余地を少なくし、透明性のある行政を図られたい。			
関係法令	高圧ガス保安法第39条の3・第39条の5等、労働安全衛生法	共管		
制度の概要	高圧ガス保安法上、都道府県知事が行う特定変更工事に係る完成検査を自ら行うことができる者として認定完成検査実施者を、また、都道府県知事が行う特定施設に係る保安検査を自ら行うことができる者として認定保安検査実施者を、それぞれ大臣が認定するもの。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期：平成11年9月22日)			
(説明)				
本認定制度に基づく認定の合否判定については、法令、規則、通達(「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について」(平成11.09.22立局第1号))の規定に基づき行っており、行政の透明性を図っている。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔保安四法等〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会												
項目	ガス体エネルギーに係る保安規制に関する法令の整合性 【新規】														
意見・要望等の内容	<p>次の各項目に係る内容について、ガス利用者の利益の増進、ガス産業の健全な発展の観点から、その整合化を図る、もしくは差異を認める場合はその合理的理由を明確化するなど、検討を行う必要がある。</p> <p>事故報告基準の統一 国際基準等との一層の整合性 規制内容の整合性（行政の関与の範囲、自主保安レベル等） 技術基準の整合性 保安規制と事業規制との関連についての整合性</p>														
関係法令	高圧ガス保安法、液化石油ガス保安法、ガス事業法	共管													
制度の概要															
計画等における記載の状況	該当なし														
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="vertical-align: middle;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（実施（予定）時期：平成13年6月）</td> </tr> </table>			措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>			（実施（予定）時期：平成13年6月）			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他												
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>														
（実施（予定）時期：平成13年6月）															
<p>（説明）</p> <p>平成13年6月に、有識者、関係団体の代表者からなる「ガス体エネルギー産業に係る保安規制に関する検討会」を立ち上げ、保安レベルの維持・向上を前提として、関係各法に基づく規制内容等について整合化の観点からレビューを行うとともに、ガス体エネルギー産業に係る事業規制の在り方についての検討状況を踏まえつつ、保安規制がいかにあるべきかについて検討を行っているところである。</p> <p>なお、国際基準との整合性確保については、米国機械学会（ASME）の規格を技術基準・例示基準として採用することとしている。</p>															
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課														

分野	危険物・防災・保安分野 〔石油コンビナート関係〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会
項目	石災法のレイアウト規制に係わる不合理・不公平項目の撤廃 【新規】		
意見・要望等の内容	<p>複数の施設区分が同一施設地区に混在する場合の面積制限について、各施設合計500㎡以内の行政運用（指導）を撤廃する。</p> <p>製造施設地区を2種類（大規模と小規模（例えばファイン関連製造施設））に分け、小規模製造施設地区は、貯槽・用役・入出荷施設が混在してよく、またセットバックは不要、特定通路は周囲の1/2あれば可とする。</p> <p>敷地面積の大きさに応じた「50万㎡以上、100万㎡未満」及び「100万㎡以上」の分割通路を設置する条項を削除する。</p> <p>レイアウト規制の対象を例えば、それぞれの量を規定量で除した値のいずれかが0.5未満の場合は、対象外とする。</p>		
関係法令	石油コンビナート等災害防止法	共管	消防庁（特殊災害室）
制度の概要	石油コンビナート等災害防止法のレイアウト規制は、事故が発生した場合の周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより石油と高圧ガスを併せ大量に取り扱う事業所における安全の確保と消火活動を効率的に行うことを目的に、製造・貯蔵施設地区等の面積の基準、施設地区の配置の基準、特定通路の幅員等を規定している。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	<p>石災法のレイアウト規制は、仮に製造施設地区において爆発があった場合、当該施設地区内に大規模な貯槽等があれば火災が深刻化することが想定されるため、事故が発生した場合の周辺住民等への影響を少なくするとともに、危険度の異なる施設を分類することにより当該事業所における安全の確保と消火活動を効率的に行うことを目的として実施している。</p> <p>しかしながら、これを厳密に適用した場合、例えば製造施設地区内で製造施設に付随する簡易な貯槽等の設置まで制限され工場の運営が著しく非効率となるため、施設面積が500㎡以内の小規模な貯槽等に限っては例外的に製造施設地区内に設置することを認めている。</p> <p>製造施設地区については、施設内で高温高圧の反応等を行っている場合が多く、他の施設地区よりも事故発生確率が高いことに加え、ひとたび災害が起きた場合の事業所内外への影響が大きいことから、製造施設の規模の大小にかかわらず、製造施設地区の周囲にセットバックと特定通路を設置し、消防活動に支障がないようにするとともに、延焼の防止等を図ることが必要である。</p> <p>従って、小規模な製造施設地区についてセットバックと特定通路に係る特例を認めることは困難である。ただし、施設面積が500㎡以内の異なる目的の施設の混在は現行でも可能である。</p> <p>コンビナート事業所で災害が発生した場合、取り扱う石油等の量が多いため、延焼による災害の拡大・深刻化の可能性を低くするとともに、発災時に消火活動を行う消防車両の通行の円滑化等を図る目的で、事業所内に幹線通路の配置を義務づけているものであり、これを撤廃することは困難である。</p> <p>高圧ガスと石油の両方を取り扱う事業所は通常、各種の装置が複雑に入り組んでおり、災害の発生及び拡大の危険性が特に大きいため、災害防止の観点から、石災法によるレイアウト規制を行っているものであり、対象外とすることは困難である。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		

分野	危険物・防災・保安分野 〔石油コンビナート関係〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	自衛防災組織の共同化			
意見・要望等の内容	自衛防災組織に係る組織・要員及び防災資機材の共同運用を認める「共同自衛防災（仮称）」制度を設ける。 その構成事業所は、初期消火活動に支障がないと判断された範囲内の特定事業者に限定し、その防災資機材も防災戦術上効果的な場所に配置するものとする。			
関係法令 制度の概要	石油コンビナート等災害防止法	共管	消防庁（特殊災害室）	
	特定事業所は自衛防災組織を設置し、防災要員、防災資機材等を配置し、災害の発生又は拡大を防止するための必要な業務を行わなければならない。 特別防災区域に所在する特定事業所は共同して、自衛防災組織の業務の一部を行わせるために共同防災組織を設置することができる。この場合、特定事業所の自衛防災組織に配置すべき防災要員、消防資機材等の数を減ずることができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域における火災等が発生した場合の初期消火等の初動対応の重要性に鑑み、各事業所が自衛防災組織を有することを義務づけている。共同防災組織は自衛防災組織の一部業務を補完するものとして設置できることとしているものであり、このような共同防災組織のみで一本化を図ることは初動対応が遅れる可能性があることから困難である。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔石油コンビナート関係〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油連盟	
項目	異常現象の通報義務			
意見・要望等の内容	通報すべき異常現象についてET(イベントトリーアナリシス)等のリスクマネジメント手法を用いて官民合同で解析評価を行い、潜在危険性を見極めるため危険度レベルに応じた合理的な運用を図っていただきたい。			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法	共管	消防庁(特殊災害室)	
制度の概要	特定事業所の責任者は、出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに石油コンビナート等防災計画に定めるところにより、その旨を消防署または市町村長の指定する場所に通報しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 石油コンビナート等災害防止法では、異常現象についての通報義務(第23条)を課すことにより、迅速かつ確かな災害応急措置の実施を確保することとしている。同条は、通報義務者に、危険な状態になったかどうかとの判断を求めず、「出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生」を覚知した時点で直ちに通報を求める趣旨である。 異常事象については、昭和59年7月13日付け消防地第158号通知(異常現象の範囲について)により明確化されているところ、重大事故の未然防止のため、異常現象の大小にかかわらず、迅速な通報にご協力いただきたい。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔経済システムの変化〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本産業ガス協会	
項目	拓本の廃止 【新規】			
意見・要望等の内容	現状の充てん高圧ガスの種類、又は圧力変更の手続き業務中、特殊高圧ガス7種に変更しようとした際の容器内刻印の拓本の廃止を希望する。			
関係法令	高圧ガス保安法第54条 容器保安規則第9条	共管		
制度の概要	容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとする場合、経済産業局・都道府県等に刻印等をすべきことを申請しなければならない。その際、当該容器を証する資料の添付を求めている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期：平成13年11月)			
(説明)	当該容器を証する資料としては、これまで容器上の刻印の拓本が一般的であったが、必ずしも拓本に限られるものではない。その旨、平成13年11月に経済産業局・都道府県等に周知した。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会	
項目	各法認定制度の合理化及び見直し			
意見・要望等の内容	<p>現行の完成及び保安検査の自主検査認定対象範囲にある、機器の増設・変更等の工事に伴う製造施設の処理能力の要件を拡大し、倍増未満とする。</p> <p>(他法令関係の要望については省略)</p>			
関係法令	高圧ガス保安法第39条の3・第39条の5等 通達(平成11・09・22立局第1号)	共管		
制度の概要	<p>一定以上の能力を有する事業者は、大臣の認定を受けて、「特定変更工事に係る完成検査」及び「特定施設に係る保安検査」を自ら行うことができる。</p> <p>かかる認定の後、製造施設の変更等を行った場合、処理能力の増減が20%未満であれば、引き続き自主検査を行うことができる。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済 措置予定 〕</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>認定制度により、完成検査及び保安検査について自主検査を認めているのは、認定審査の際に確認した施設であって、2年以上安定的に稼働しているものである。これは施設の初期不良を考慮し、運転が安定したものについてのみ自主検査を認めるとの考え方によるものである。</p> <p>ご要望のような処理能力の大幅な変更等が行われた場合、変更等を行った施設については運転の安定性が確認されないことからこのような施設の完成検査及び保安検査について自主検査を認めることは困難である。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安関係 〔認定、検査（自主検査、検査周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油連盟	
項目	検査手法への性能規定の導入 【新規】			
意見・要望等の内容	検査手法についての性能規定を導入し、一定の検出性能があれば公に認められる新検査技術の採用の仕組み作りをし、短期間で処理できるようにして頂きたい。			
関係法令	高圧ガス保安法	共管		
制度の概要	高圧ガス保安法の関係省令において、試験・検査の項目ごとに所要の方法を規定。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 現行の試験・検査方法のほか、新たに採用すべき試験・検査方法がある場合は、当該項目に係る試験・検査方法の性能規定化を含め、その採用の可否を検討をすることとしたい。個別具体的な試験・検査の項目及び方法についてのご要望をご教示願いたい。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会 日本化学工業協会	
項目	緊急遮断弁漏洩検査の合理化 【新規】			
意見・要望等の内容	緊急遮断弁の漏洩検査頻度は、温度計・圧力計・安全弁と同様に、構造や用途に応じ1回/2～4年にする。			
関係法令	高圧ガス保安法 コンビナート保安規則第5条第1項第27号・第37条 同規則例示基準12.	共管		
制度の概要	緊急遮断装置に係る性能の例示基準において、1年に1回以上弁座の漏えい検査及び作動検査を行うこと等を規定している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 例示基準は、技術基準(省令)に適合する詳細基準の一例であり、例示基準以外の基準でも、技術基準に適合していることが確認されれば、基準として採用可能である。なお、例示基準の内容の改正については、改正案の作成者からの申請に基づき、高圧ガス保安協会に設置する基準検討委員会において、当該改正案が技術基準を満たすかどうかについて検討されるものである。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	高圧ガス設備の開放検査期間の緩和			
意見・要望等の内容	主要な機器は3年毎に開放検査が義務づけられているが、ガスが空気や窒素の場合には、腐食劣化はほとんど起こらないので、これら機器については検査周期の延長を要望する。			
関係法令	高圧ガス保安法第35条、一般高圧ガス保安規則第82条、コンビナート等保安規則第37条、製造細目告示第15～16条・第18条	共管		
制度の概要	第一種製造者に係る高圧ガス設備に義務付けられている保安検査の耐圧試験については、一定の要件を満足する場合には、その代替手法として一定期間毎の開放検査を選択できる。この場合の開放検査周期は、液中ポンプ以外のポンプ及び圧縮機については6年又は10年。その他の設備（貯槽を除く。）については3年。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	実施（予定）時期：平成13年3月26日			
(説明)	平成13年3月の告示改正により、高圧ガス設備のうち液中ポンプ以外のポンプ及び圧縮機の開放検査周期について、一定の基準を満たす場合には、従来は3年であった周期を6年又は10年に延長した。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	酸素製造設備（深冷式）の官庁検査周期の延長 【新規】			
意見・要望等の内容	酸素製造設備の検査のために、銅製練（溶練～硫酸）系統を全休止する必要がある。検査周期を1年から2年に延長するよう要望する。			
関係法令	高圧ガス保安法第35条 一般高圧ガス保安規則第79条第2項	共管		
制度の概要	空気分離装置（空気を液化して酸素・窒素等を製造する高圧ガス製造設備）については、年1回の保安検査が義務付けられている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 高圧ガス保安法においては、一定規模以上の処理能力（可燃性ガス等は100m ³ /日以上、窒素などの不活性ガス等は300m ³ /日以上）を有する高圧ガス製造事業所は、原則1年に1回、特定施設の保安検査を行わなければならない。 保安検査周期の長期化を検討するには、当該特定施設の安全性が確保されることを技術的に検証・評価することが必要であるところ、現時点で保安検査期間の長期化を行うことは困難である。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野〔認定、検査(自主検査、検査周期、指定検査機関等)〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本産業ガス協会									
項目	液化炭酸ガス球形貯槽の開放検査周期延長【新規】											
意見・要望等の内容	使用材料が高張力鋼である液化炭酸ガス球形貯槽について、高張力鋼以外の炭素鋼(低温圧力容器の材料として使用する炭素鋼であって、低温貯槽の材料として使用されているものに限る。)と同等とみなし、開放検査周期を8年に延長を要望する。											
関係法令	高圧ガス保安法代35条、一般高圧ガス保安規則第82条、コンビナート等保安規則第37条、製造細目告示第15～17条	共管										
制度の概要	第一種製造者に係る高圧ガス設備に義務付けられている保安検査の耐圧試験については、一定の要件を満足する場合には、その代替手法として一定期間毎の開放検査を選択できる。高張力鋼を用いた球形貯槽に係る開放検査周期は、当該貯槽の開放検査実績を踏まえ段階的に延長できることとしており、最長の場合で10年。											
計画等における記載の状況	該当なし											
対応の状況	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 25%;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">検討中</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">措置困難</td> <td style="text-align: center; width: 25%;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div> </td> <td style="vertical-align: top;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div> </td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(実施(予定)時期：平成11年9月「高圧ガス設備の耐圧試験における内部及び外部の確認期間等に係る取扱いについて(通達)」改正、平成12年3月「製造施設の位置、構造及び設備並びに製造の方法等に関する技術基準の細目を定める告示」改正)</p>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>		
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他									
<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置済</p> <p style="text-align: center;">措置予定</p> </div>	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">措置するか否かを含めて検討中</p> <p style="text-align: center;">具体的措置の検討中</p> </div>											
(説明)	<p>使用材料に高張力鋼を用いた球形貯槽の開放検査周期については、従来は3年であったものを、平成11年9月の通達改正並びに平成12年3月の告示改正により、当該貯槽の開放検査実績等を踏まえつつ、3年、6年、10年と段階的に延長できることとした。</p>											
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課											

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査 周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本産業ガス協会	
項目	定期自主検査実施製造施設からの適用除外 【新規】			
意見・要望等の内容	<p>一般則第83条第2項において、定期自主検査の実施製造・消費施設より告示で定めるものを除くとなっているが、この告示が定められていない。不活性ガスでステンレス管、銅管、アルミ管等の低温材料使用の配管は、定期自主検査項目より適用除外とされたい。</p> <p>今後、この告示を定める場合、製造細目告示の第13条第1項第2号の施設を含めるよう要望する。</p> <p>(理由)配管であって、ガスによる腐食劣化を生じないものであっても、定期自主検査時肉厚検査を都道府県は要請している。</p>			
関係法令	高圧ガス保安法第35条の2、一般高圧ガス保安規則第83条、液化石油ガス保安規則第81条、コンビナート等保安規則第38条、冷凍保安規則第44条	共管		
制度の概要	高圧ガスの製造又は消費のための施設は省令で定めるところにより、定期に保安のための自主検査を行わなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>配管であって、当該高圧ガスによる化学作用によって変化しない材料を使用したものについては、比較的保安上の問題が少ないことから、都道府県知事等が行う保安検査の対象外とし、事業者による定期自主検査により保安の確保を図っているところである。このような配管については、当該高圧ガスによる内面の腐食劣化が生じないとしても、外面腐食その他の理由による経年劣化等も考えられるところ、事業者による自主保安を促進する観点から、技術基準の適合状況について定期自主検査を義務づけているものであり、現時点でかかる検査すら不要とすることは困難である。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査 周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	試験研究機関における高圧ガス設備、第1種圧力容器及びクレーンの自主検査期間の延長 【新規】			
意見・要望等の内容	試験研究機関における高圧ガス設備については、通常の生産設備に比較して極めて低稼働率であるため、定期自主検査の期間延長を要望する。			
関係法令	高圧ガス保安法第35条の2、一般高圧ガス保安規則第83条、液化石油ガス保安規則第81条、コンビナート等保安規則第38条、冷凍保安規則第44条	共管		
制度の概要	高圧ガスの製造又は消費のための施設は省令で定めるところにより、定期に保安のための自主検査を行わなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	高圧ガスの製造又は消費のための施設については、当該高圧ガスの製造又は消費による劣化のほか、外面腐食その他の理由による経年劣化等が起こりうるため、事業者による自主保安を促進する観点から、技術基準の適合状況について定期自主検査を義務づけている。経年劣化等は必ずしも稼働率の高低のみにより影響を受けるものではなく、かえって稼働率が低く非定期的な運転に起因する事故の発生も考えられるところ。このような施設について、定期自主検査の周期を延長することは困難である。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野〔認定、検査(自主検査、検査周期、指定検査機関等)〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会
項目	高压ガス輸入における立会い検査の合理化		
意見・要望等の内容	高压ガスの蔵置可能な他の保税上屋への輸送を認め、同地での立会い検査を実施できるようにすべきである。		
関係法令	高压ガス保安法第22条第1項	共管	
制度の概要	高压ガスの輸入に当たっては、都道府県知事等が行う輸入検査を受け、検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、当該高压ガスを移動してはならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	
	(実施(予定)時期:平成12年3月31日)		
(説明)	輸入検査前に行われる船舶又は航空機からの荷役作業に伴う移動等、輸入検査を実施する上で必要不可欠な移動については、高压ガス保安法第22条第1項に規定する「移動」には該当しない旨、通達(平成12・03・31立局第59号)により解釈の明確化を図った。		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		

分野	危険物・防災・保安分野 〔石油コンビナート関係〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	設計・補修・検査基準の国際化 【新規】			
意見・要望等の内容	<p>民間規格である ASME(アメリカ機械学会)、API(アメリカ石油学会)、欧州統一規格(整合 EN 規格)も例示基準として認め、選択肢の幅を広げて頂きたい。 この場合、高圧ガス保安協会の高圧ガス保安基準検討委員会での検討は不要として頂きたい。 その他業界基準についても速やかに評価、採用して頂きたい。</p>			
関係法令	高圧ガス保安法	共管		
制度の概要	<p>高圧ガス保安法の技術基準は性能規定化されており、その技術基準を満たす具体例として例示基準を示している。例示基準の追加、改正等に際しては、高圧ガス保安協会に設置する基準検討委員会において、技術基準への適合性について審査を受ける必要がある。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済 措置予定 〕</p> <p>(実施(予定)時期：平成14年度中)</p>	<p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
(説明)	<p>圧力容器について、米国機会学会(ASME)の規格を例示基準として採用することとしている。 例示基準の採用に当たっては、公正中立な第三者機関による技術基準への適合性の評価が不可欠である。かかる機関としては、自主保安活動の中核的団体であり、保安に関する専門的・技術的知見を有する高圧ガス保安協会が適当であると考えているところ。 同協会に設置する基準検討委員会による技術基準への適合性の審査を不要とすることは困難である。業界基準については、技術基準への適合性の審査により、速やかにこれを基準として採用することは可能であると考えている。その際、審査に要する時間については、審査に必要な適切な資料・データ等の提出があるかなど、申請者側の事情にもよることにご留意願いたい。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安	意見・要望提出者	経済団体連合会	
項目	クレーンの隙間に関する規制とJISの整合性確保			
意見・要望等の内容	JISの変更による隙間間隔の調整可能な縦目板とするか、クレーンのレール隙間の規制を撤廃すべきである。			
関係法令	工業標準化法、労働安全衛生点検基準	共管	なし	
制度の概要	JIS E1101、E1102は、工業標準化法に基づき、鉄道用に用いるレール及び縦目板について規定した日本工業規格である。 なお、クレーン専用のレール及び縦目板の規格はない。			
計画等における記載の状況	該当なし。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明) 関係の日本工業規格E1101、E1102は、鉄道に用いるレール及び縦目板を規定している。また、レール隙間6mmは、鉄道用として用いる場合の外気温度変化によるレールの伸縮みを安全のために考慮した値で妥当であると判断している。 なお、クレーンのレール隙間に関する規制については、労働安全衛生点検基準によるもので、JISによるものではない。				
担当局課室等名	産業技術環境局 標準課 産業基盤標準化推進室			

分野	危険物・防災・保安分野 〔基準〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会
項目	高压ガスの「製造」の定義の見直し		
意見・要望等の内容	<p>高压ガス保安法における「製造」の解釈は、一般的概念に比べて範囲が広すぎ、加圧、減圧等のみで状態変化を伴わないものでも製造とされ、製造の規制が課せられている。</p> <p>事業所の形態で「製造」、「取扱」、「消費」等に区分し、形態に合った規制体系とすることが、合理的と考えられることにより、製造の定義について見直しを行うための検討の場を設けていただきたい。</p>		
関係法令	高压ガス保安法第5条	共管	
制度の概要	<p>高压ガス保安法は、高压ガスによる災害を防止するため、高压ガスの製造等について規制を行っている。</p> <p>高压ガスの製造： 高压ガスでないガスを高压ガスにすること。 高压ガスの圧力を更に上昇させること。 高压ガスを当該高压ガスよりも低い高压ガスにすること。 気体を高压ガスである液化ガスにすること。 液化ガスを気化させ高压ガスにすること。 高压ガスを容器に充てんすること。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>〔 措置済 措置予定 〕</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>高压ガス保安法は、高压ガスの圧力を変化させる行為を「高压ガスの製造」と定義し、災害防止のための規制を行っているところである。高压ガスについては、圧力を変化させる行為が事故発生の危険性を有することから、保安確保の観点から引き続き圧力を変化させる行為を「高压ガスの製造」として規制することが適当と考えるところ、当該定義の見直しを行うことは困難である。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		

分野	危険物・防災・保安分野 〔申請手続き〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油連盟 日本産業ガス協会	
項目	軽微な変更の対象拡大 【新規】			
意見・要望等の内容	設備の維持のための補修と許可を要する補修とを明確に区分する抜本的な軽微な変更制度を導入して欲しい。原状回復に必要な許認可手続きについては、簡素・合理化を図って欲しい。			
関係法令	高圧ガス保安法第14条、一般高圧ガス保安規則第15条、液化石油ガス保安規則第16条、コンビナート等保安規則第14条、冷凍保安規則第17条、石油コンビナート等特別防災地区における新設事業所等の施設地区の配置等に関する省令第7条	共管	消防庁(特殊災害室)	
制度の概要	製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、許可を受ける或いは事前届出をしなければならないが、軽微な変更(省令にて規定された保安上特段の支障のない変更)の工事の場合については事後届出とされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	高圧ガス保安法については軽微な変更の工事に関する制度はすでに導入しており、関係省令(一般則第15条及び第17条、液石則第16条及び第18条、冷凍則第17条及び第19条、コンビ則第14条)の規定において、石油コンビナート等災害防止法については、平成8年3月29日付け「新設等の計画の届出に係る審査事務の簡素合理化について」において、許可・届出の必要な変更であるか否かについての判断基準を明確化している。「原状回復」の意味するところが不明であるが、仮に判断基準に合致する軽微な変更の工事であれば、事後届出でよい。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔申請手続き〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油連盟	
項目	手続期間の合理化 【新規】			
意見・要望等の内容	石油コンビナート等災害防止法の不指示期間に関係なく、個別法の審査を同時並行して進め、不指示の通知が出た段階で速やかに許可して欲しい。			
関係法令	石油コンビナート等災害防止法第9条、高圧ガス保安法、消防法	共管	消防庁(特殊災害室)	
制度の概要	石油コンビナート等災害防止法第9条により、不指示期間満了の日又は不指示通知がある日までは、高圧ガス保安法又は消防法に基づく許可を行ってはならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成13年度内)			
(説明) 石災法第9条により、不指示期間満了の日又は不指示通知がある日までは、高圧ガス保安法に基づく製造等の許可を受けることができないが、許可申請を行い、石災法上の手続きと並行して高圧ガス保安法上の審査を受けることは可能である。 石災法上の手続きと並行した、高圧ガス保安法上の許可申請の受理については、都道府県により対応が異なる実態もあることから、本件の要望内容及び石災法第9条の解釈について各都道府県担当部局に周知することとしたい。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔申請手続き〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油連盟	
項目	各種申請手数料の納付方法の改善 【新規】			
意見・要望等の内容	申請手数料は銀行等への振り込み方式あるいは口座引き落とし方式を導入してほしい。			
関係法令	高圧ガス保安法、石油コンビナート等災害防止法、消防法、労働安全衛生法	共管		
制度の概要				
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	<p>手数料を含む国の歳入金等の納付については、財務省において、各府省が共同して利用する歳入金電子納付システムを開発中(平成13年10月に基本仕様策定)。日本銀行及び金融機関のシステム整備を前提として、平成16年1月より、インターネット等を利用した納付及びオンライン等による振込みを可能とするシステムの運用を開始すべく、引き続き開発等の作業を進めているところである。</p>			
担当局課室等名	大臣官房 会計課 原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔資格制度〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	認定事業所における危険物取扱者及び保安係員等講習の免除【新規】			
意見・要望等の内容	危険物講習や高圧ガス保安講習について、保安諸法に基づく総合的な教育体制を有し自主検査認定を受けた事業所は免除する。			
関係法令	高圧ガス保安法第27条の2 第27条の3	共管		
制度の概要	事業者は、保安係員、保安主任者及び保安企画推進員に、協会又は指定講習機関が行う高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならないことになっている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
<p>(説明)</p> <p>保安係員等は、製造保安責任者免状を受けている者であるが、これらの者については、 高圧ガスの製造技術の進歩は早く、これに伴う保安技術・保安対策の進展が著しいこと。 前記 に伴い、高圧ガス関係法令の制定・改廃が極めて多いこと。</p> <p>等の状況にあつて、その職務の重要性から常に最新の知識や法令の動向、事故情報等を修得している必要があることから、当該免状の交付期間の定めもないことも踏まえ、高圧ガスによる災害の防止に関する講習を受けさせなければならないことが法令上定められている。</p> <p>この講習については、高圧ガス保安協会又は指定講習機関が行うことになっているが、その理由は、製造保安責任者の免状を有する者に対し、高圧ガスの製造に係る保安に関する一定の業務を行う上で必要な災害の防止についての正確な知識等を保持させておくため、その講習の実実施計画の適切性、中立性、公正性などが確保されている法定講習により、これを行う必要があるからである。従って、事業所が保安諸法に基づく教育体制を有していることだけを持って、法定講習を免除することは不適當である。</p> <p>なお、自主検査認定を受けた事業所が、法令上定められている講習を行うことが可能となる教育体制等を有している場合は、事業所が指定講習機関の指定を受け、事業所自らが講習を行うことは可能である。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔資格制度〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本産業ガス協会	
項目	保安統括者と保安係員の兼務 【新規】			
意見・要望等の内容	一般高圧ガス・第一種製造者は処理能力の多少にかかわらず、保安統括者と保安係員を各々選任しなければならない。液化石油ガス保安規則と同様に、保安統括者と保安係員の兼務を認めるよう要望する。			
関係法令	高圧ガス保安法第27条の2 一般高圧ガス保安規則第66条	共管		
制度の概要	第一種製造事業者等は事業所ごとに、高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安係員等を選任し、法令に規定する職務を行わせなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 一定の規模(処理能力25万立方メートル)未満の液化石油ガス製造事業所については、製造に係る高圧ガスが液化石油ガスのみであることに加え、事業所の態様が小規模な充てん所において一般に少人数の人員で製造を行っているとの実態を踏まえ、保安統括者と保安係員の兼務を認めても保安の確保に支障がないことから、運用上、兼務を許容しているものである。 一般高圧ガス保安規則適用の事業所については、製造に係る高圧ガスの種類が可燃性ガス、毒性ガス等多種にわたり、事業所の態様も多様であることから、一律に液化石油ガス製造事業所と同様に取り扱うことは保安確保上必ずしも適当ではない。保安統括者と保安係員の兼務を認めても保安の確保に特段の支障を生じないと考えられる一般高圧ガス製造事業所がある場合は、具体的な内容をご教示いただきたい。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油連盟	
項目	使用停止命令の解除 【新規】			
意見・要望等の内容	事故後の運転再開のための必要な要件について、官民合同で検討させてほしい。			
関係法令	高圧ガス保安法第39条	共管		
制度の概要	経済産業大臣又は都道府県知事は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、高圧ガス製造施設等の使用停止等を命ずることができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のために行う緊急措置の発動及びその解除については、当該事業における緊急性の有無に即して、行政庁が多種多様な事故等の態様、社会状況等を総合的に勘案して個別に判断することが必要であり、官民合同で検討することは困難である。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本産業ガス協会
項目	微量含有ガスの容器の刻印表示、ガス名表示 【新規】		
意見・要望等の内容	質量又は容量で1種のガス、又は数種のガスの合計が1%以下となる混合ガスについては、その他夾雑物として扱い、当該微量成分については容器上の刻印を要しないこととしてほしい。		
関係法令	高圧ガス保安法第44条 容器規則第7条第1項	共管	
制度の概要	容器検査においては、所定の高圧ガスの種類及び圧力の大きさ別に容器の規格への適合性を判断することとされている。容器検査に合格した容器には刻印することとされており、充填すべき高圧ガスの種類、圧力等が刻印事項として定められている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)	<p>容器に充てんする高圧ガスは、高圧ガス保安法第48条第4項第1号により、「刻印等又は自主検査刻印等において示された種類の高圧ガス」と定められており、容器に充てんする高圧ガスを変更するため、容器検査を行う場合、過去において充てんした高圧ガスと新たに充てんする高圧ガスとの組合せについて安全性の判断を行う必要があり、容器保安規則第7条第1項第8号において、「他の用途に用いられたことにより保安上支障が生ずるおそれのある容器にあっては、当該用途に用いられたことがない容器であること。」と定めている。即ち、容器に充てんされるガスの種類について、履歴は正確に記録されなければ保安の確保は図れない。</p> <p>ガス種変更の手続きを行う場合、過去に充填されたガス種と変更後に充填するガス種の組合せについて、安全性の判断を行う際には、過去に当該容器に充填されたガス種の履歴が刻印によって正確に把握することとなっている。</p> <p>容器の刻印は、刻印事項を訂正した後にも、訂正前の刻印事項が判読可能であること等の機能がある一方、容器の表示は、消去され得るものであるため、過去において充てんした高圧ガスを正確に把握し、保安の確保を図る上で十分とは言えない。</p> <p>かかる理由により、充てんすべきガス種の刻印は、充填される高圧ガスの成分割合に係わらず省略すべき事柄ではなく、また、表示で代用され得る事柄でもない。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本産業ガス協会													
項目	高圧ガスと危険物の混載禁止規定の緩和(毒性高圧ガス) 【新規】															
意見・要望等の内容	毒性ガスたる「高圧ガス」と緊急除害に有効な薬剤としての「危険物」との混載を認めるべきである。															
関係法令	高圧ガス保安法第23条第2項 一般高圧ガス保安規則第50条第5号、第9号 危険物の規制に関する規則第46条第2号(消防法)	共管														
制度の概要	高圧ガス保安法上の高圧ガスと消防法上の危険物とは、例外に規定する場合を除き、同一の車両に積載して移動してはならない。 毒性ガスである高圧ガスを車両に積載して移動する際は、当該毒性ガスの種類に応じた防毒マスク、手袋その他の保護具並びに災害発生防止のための応急措置に必要な資材、薬剤及び工具等を携行しなければならない。															
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="text-align:center;">措置済・措置予定</td> <td style="text-align:center;">検討中</td> <td style="text-align:center;">措置困難</td> <td style="text-align:center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align:top;"> 措置済 措置予定 </td> <td style="vertical-align:top;"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(実施(予定)時期:)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中			(実施(予定)時期:)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中															
(実施(予定)時期:)																
(説明) 高圧ガスと危険物を同一の車両に積載して移動することは、移動中の事故に際して、災害拡大の危険性が大きいため、安全確保上、支障の無いことが確認された一部の混載を除き、高圧ガス保安法令及び消防法令により、原則として、これを禁止しているところである。 毒性ガスたる「高圧ガス」に対し、緊急除害に有効な薬剤が「危険物」にあたるのはAsH ₃ と過マンガン酸カリの組合せであるが、実際に高圧ガスの移動に際して携行される過マンガン酸カリは「危険物」とならない形態・性状に加工されているものであることから、混載を禁止されるものとはなっていない。																
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課															

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本産業ガス協会	
項目	高圧ガスと危険物の混載禁止規定の緩和(有機金属類) 【新規】			
意見・要望等の内容	圧縮天然ガス、液化石油ガス又は不活性ガスと第4類危険物の混載が認められているが、適用範囲を拡大し、「可燃性高圧ガス」又は「不活性高圧ガス」と第2～5類に指定される「危険物」の混載を認めるべきである。			
関係法令	高圧ガス保安法第23条第2項 一般高圧ガス保安規則第50条第5号 液化石油ガス保安規則第49条第6号 危険物の規制に関する規則第46条第2号(消防法)	共管		
制度の概要	内容積120リットル未満の容器に充てんした圧縮天然ガス、液化石油ガス又は不活性ガスと消防法上の第4類危険物との場合等の場合を除き、高圧ガスと危険物を同一の車両に積載して移動してはならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 高圧ガスと危険物を同一の車両に積載して移動することは、移動中の事故に際して、災害拡大の危険性が大きいと認められるため、安全確保上、支障の無いことが確認された一部の混載を除き、高圧ガス保安法令及び消防法令により、原則として、これを禁止しているところである。 ご要望については、混載することが望まれる高圧ガスと危険物の具体的な名称、性質等を御教示いただいた上で、その安全性等について、技術的な検討を行うこととしたい。 なお、総務省と調整が必要である。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 石油化学工業協会 (社)日本化学工業協会
項目	危険性物質輸送時の2人乗車規制の撤廃		
意見・要望等の内容	危険性物質輸送時の2人乗車規制について、距離による規制を廃止し、運転時間による規制とすべきである。		
関係法令	高圧ガス保安法第23条 一般高圧ガス保安規則第49条第20号 口	共管	
制度の概要	次式のDが1を越える場合は運転者2名を乗車させることとしている。 $D = d1 / 340 + d2 / 200$ ただし d1 : 高速道路による移動距離 (Km) d2 : 高速道路以外の道路による移動距離 (Km)		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕	
	(実施(予定)時期 :)		
(説明) 車両による高圧ガスの移動に際して、運転者が無理な輸送を絶対に行わないようにするため、一定の移動距離を基準として交替の運転要員を確保することを規定しているところ。 ご要望については、保安の確保を前提とした上で運転要員の確保方法の在り方について、検討を行うこととしたい。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会	
項目	バルク供給システム全般の規制緩和			
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。 バルク貯槽の「特定設備検査合格証」の交付を廃止し容器並の刻印のみにして頂きたい。			
関係法令	高圧ガス保安法第56条の4 第56条の6の14 容器保安規則第27条 液化石油ガス法	共管		
制度の概要	経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関は、特定設備が特定設備検査に合格したときは、速やかに、特定設備検査を受けた者に対し、特定設備検査合格証を交付しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	バルク貯槽は、地盤面に固定して設置されることから、刻印とした場合、地下埋設など設置状況によっては検査に合格していることの確認が容易にできないことから合格証を交付する必要がある。 弁箱に刻印を打刻したいとのご要望ですが、弁箱は、バルク貯槽から取り外すことが可能なものであるため、弁箱に刻印を打刻することは不適當。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会	
項目	バルク供給システム全般の規制緩和【新規】			
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。 容器附属品再検査の期間は、経過年数6年6月以降は1年とされている。外観検査等による使用を認めて欲しい。			
関係法令	高圧ガス保安法第56条の4 第56条の6の14 容器保安規則第27条 液化石油ガス法	共管		
制度の概要	容器附属品再検査の期間：内容積4,000ℓ未満の容器に装置されている付属品については、経過年数6年6月を超えるものは1年と規定。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明) 容器附属品については、保安の確保の観点から、附属品再検査(外観検査、気密試験、性能試験)を義務づけているところ。外観検査等による使用を認めた場合にも必要な安全性が確保される旨を説明、評価するに足るデータの蓄積がある場合は、その内容をご教示願いたい。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会	
項目	バルク供給システム全般の規制緩和 (バルク貯槽の液面計の設置)			
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。 バルク貯槽における液面計の設置規定(告示)を次の通りとして頂きたい。第4条第2号を「規則第1条第2項第4号に定める貯蔵能力を超えて貯蔵されていないものを確認できるものであること」と修正し、第4条第5、7号を削除して欲しい。			
関係法令	液化石油ガス法	共 管	なし	
制度の概要	<p>バルク貯槽に設置される液面計については、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件(以下「バルク告示」という。)において、</p> <p>耐圧部分を有する液面計は、高圧ガス設備試験に合格したもの又は大臣認定品であること(バルク告示第4条第2号関係)。</p> <p>液面計の可動部は、型式ごとに作動試験を行い、三千回以上の反復作動試験に耐えるものであること(バルク告示第4条第5号関係)。</p> <p>液面計の見やすい箇所に、製造事業者の名称又は記号、製造番号、製造年月を容易に消えることがないように表示すること(バルク告示第4条第7号関係)。</p> <p>等と規定している。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置をするか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	措置予定			
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>耐圧部分を有する液面計については、高圧ガスが漏洩する事故を防止するため、耐圧性能を有することを確認する必要があること、液面計の可動部については、繰り返し使用に係る可動部の信頼性を確保するために必要な規定であること、液面計の表示については、製造し、設置した液面計の信頼を確保するために必要な規定である。</p> <p>よって、液面計における機能・構造・製造に関する規定は、安全性の確保の観点から必要であり、バルク告示第4条第2号の修正並びに同条第5号及び7号の削除は困難である。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会	
項目	バルク供給システム全般の規制緩和 (バルクローリの充てん作業基準)			
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。バルクローリの充填作業基準において、受入設備(バルク貯槽・バルク容器・従来型貯槽)はバルクローリからの保安距離を充填口から確保しなければならないとされているが、従来型バルクローリからの保安距離は障壁による距離緩和措置がないことから、障壁による距離緩和措置を認めていただきたい。			
関係法令	液化石油ガス法	共管	なし	
制度の概要	バルクローリの充填作業基準については、液石法規則第72条第3号八において、「充てんするときは、あらかじめ、充てん設備(充てん口を含む。)の外面から第1種保安物件に対し15メートル以上、第2種保安物件に対し10メートル以上の距離があることを確認すること。」と規定している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	措置をするか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明) 現在、新型バルクローリ(充填設備)によりバルク容器又はバルク貯槽に充填する場合には、より高度な安全措置が充填する側(安全継手、震動衝撃検知器、いたずら防止装置、自動停止装置など)とされる側(ガス放出防止器、プロテクターなど)で図られているところから、距離緩和を認めているところであるが、従来型バルクローリ(移動式製造設備)には、緩和をするための安全措置が図られていないことから、措置は困難である。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会	
項目	バルク供給システム全般の規制緩和 (特定供給設備)			
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。バルク貯槽で貯蔵量3トン以上を特定供給設備としていただきたい。			
関係法令	液化石油ガス法	共管	なし	
制度の概要	現在、液石法施行規則第21条において、貯蔵設備にバルク貯槽が含まれる場合にあっては、1,000kg(1トン)以上を特定供給設備として都道府県知事の設置許可及び完成検査合格を義務づけている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 検討中 具体的措置の検討中	措置困難 措置をするか否かを含めて検討中	その他
(説明) 液化石油ガスの貯蔵については、保安確保の観点から1,000kg(1トン)以上を特定供給設備として都道府県知事の設置許可及び完成検査合格を義務づけているところ。貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽については、特定供給設備として平成9年度から認められたところであり、実績が少ないことから、都道府県知事の設置許可及び完成検査合格を義務づけを免除する措置は困難である。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会
項目	バルク供給システム全般の規制緩和 (バルク貯槽の保安距離緩和)		
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の保安距離を緩和していただきたい。		
関係法令	液化石油ガス法	共管	なし
制度の概要	バルク貯槽の設置にかかる保安距離は、貯蔵能力が1トン以上3トン未満の場合、第1種保安物件に対し16.97m、第2種保安物件に対し11.31m確保することが定められている。一方、1トン未満の場合、バルク貯槽については、第1種及び第2種保安物件に対し、それぞれ1.5m、1.0m確保することが定められている。		
計画等における記載の状況	貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の設置に際し確保することとされている保安距離について、平成14年度まで行う実証試験の結果を踏まえ検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置をするか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明) 本件は、平成13年3月30日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画」を踏まえ、「貯蔵量1トン以上3トン未満のバルク貯槽の保安距離について、平成14年度まで行う実証試験の結果を踏まえ検討する」こととしているところ。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課		

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会
項目	バルク供給システム全般の規制緩和 (バルクローリの基準)		
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。新型バルクローリの「車両衝突等異常振動検知装置」については不要としていただきたい。		
関係法令	液化石油ガス法	共管	なし
制度の概要	現在、液石法施行規則第64条第18号口において、「充てん作業中に、自動車の衝突等異常な衝撃を告示で定める機器により検知した場合に、緊急遮断弁の閉止、車両のエンジンの停止、ポンプ又は圧縮機の停止及び発電機を使用しているものにあつては発電機の停止を同時に行う機能を有し、かつ、その場合に警報を発し又は表示する装置を設けること。」としている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置をするか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(実施(予定)時期:)			
(説明) 車両衝突等震動検知装置については、道路上でバルクローリによる充てん作業中に車両衝突があった場合における緊急停止のための装置であり、路上にバルクローリを停車して充てんする際の安全性を確保する観点から、保安上必要な設備であるため、設置不要とすることは困難である。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課		

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会	
項目	バルク供給システム全般の規制緩和 (容器附属品のバルク貯槽への使用可)			
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。「安全弁及び安全弁元弁」、「液取入弁」、「ガス取出弁及び液取出弁」、「均圧弁」にそれぞれ「容器の附属品」を追加していただきたい。			
関係法令	液化石油ガス法	共管	なし	
制度の概要	バルク告示(バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める件)第3条第2号、第6条第2項第1号、第7条第2項第1号、第8条第2項第1号の規定により、バルク貯槽には、「安全弁及び安全弁元弁」、「液取入弁」、「ガス取出弁及び液取出弁」及び「均圧弁」を設置することとして、これらについては、高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第6条第1項第17号及び第18号の規定により、「経済産業大臣が定める試験(以下「高圧ガス設備試験」という。)に合格したもの又は同項第19号の規定による経済産業大臣の認める者が製造したもの(以下「大臣認定品」という。)」を使用することとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置をするか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	バルク容器に設置される附属品とバルク貯槽に設置される安全弁等の附属機器については、バルク容器とバルク貯槽で使用形態が違うこと(バルク貯槽は地盤面に固定され、バルク容器は可搬性があること)、要求される品質確保体制が異なることから、バルク容器に設置される附属品をバルク貯槽に使用可能とすることは困難である。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会	
項目	バルク供給システム全般の規制緩和			
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。 バルク貯槽の登録特定設備製造事業者については当該製造事業者による「基準適合証」の発行を可として頂きたい。			
関係法令	高圧ガス保安法第56条の4 第56条の6の14 容器保安規則第27条 液化石油ガス法	共管		
制度の概要	登録特定製造業者は特定設備検査を受けることは要せず、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関に自ら行った検査の記録を提出することによって、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関から特定設備検査合格証に代わり特定設備基準適合証の交付を受けることとされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期:)			
(説明) 特定設備は高圧ガスの爆発その他の災害の発生の防止のため特に検査を受けることが必要とされている設備であり、原則として、経済産業大臣、協会又は指定特定設備検査機関が特定設備検査を行い、特定設備検査合格証を交付することとしている。 特定設備製造業者のうち自らが製造した特定設備の <u>検査のみ</u> を行い得る能力があるとして登録を受けた者が登録特定設備製造業者。 よって、登録特定設備製造業者の製造した特定設備であっても、経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が検査結果を確認し、「基準適合証」を交付することが必要。 なお、複数の特定設備に係る「基準適合証」の交付申請を一申請でまとめて行うことは可能であり、まとめて申請があった場合においても、申請に係る全ての特定設備毎に「基準適合証」の交付を行っている。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔その他〕	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本LPガス団体協議会	
項目	バルク供給システム全般の規制緩和 (バルクローリの設置申請について)			
意見・要望等の内容	バルク供給システムの更なる普及促進のため、規制緩和を図るべきである。 工業用及び民生(家庭・業務)用バルクローリを基地内に設置する場合、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法の双方の許可が必要であり、両方の許可申請に全く同じ添付書類を提出している。よって、どちらか一方の許可申請について添付資料を省略させていただきたい。			
関係法令	高圧ガス保安法 液化石油ガス法	共管	なし	
制度の概要	工業用及び民生(家庭・業務)用のバルクローリを基地内に設置する場合、高圧ガス保安法及び液化石油ガス法の双方の許可が必要であり、両方の許可申請で添付資料を提出するよう規定しているところ。なお、添付書類については、液化石油ガス法では施行規則第63条第2項の規定により充てん設備の構造や付近の状況を示す図面等の提出を求めており、高圧ガス保安法では液化石油ガス保安規則第3条第1項の規定により製造施設及び付近の状況を示す図面を求めているところ。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	措置をするか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
(説明)	高圧法に基づく移動式製造設備(ローリ)と液石法に基づく充てん設備(ローリ)については、事業者はそれぞれの法律の規定に基づいて都道府県知事あて許可申請を行っているところ。添付資料について、1つの法律で申請していることをもって、他の法律の添付を不要とすることにつき、検討を行うこととしたい。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課 液化石油ガス保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、 検査周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会	
項目	CNG容器に関する設計確認試験簡素化と同一型式の範囲の緩和			
意見・要望等の内容	設計確認試験の簡素化について 容器元弁を変更しても、容器元弁の機能が従来の元弁と比べ同等若しくは同等以上であれば、設計確認試験を不要としてもらいたい。			
関係法令	高圧ガス保安法 第四十四条、第四十九条の二十一 容器保安規則 第六条、第七条、第五十八条 同規則 例示基準9	共管		
制度の概要	設計確認試験：容器検査申請に基づいて行われる検査において行う試験の内、組 試験に先立ち同一の型式ごとに一回限り行う試験。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	〔 措置済 措置予定 〕	〔 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 〕		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	例示基準は、技術基準(省令)に適合する詳細基準の一例であり、例示基準以外の基準でも、技術基準に適合していることが確認されれば、基準として採用可能である。なお、例示基準の内容の改正については、改正案の作成者からの申請に基づき、高圧ガス保安協会に設置する規格検討委員会において、当該改正案が技術基準を満たすかどうかについて検討されるものである。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査 周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	(社)日本自動車工業会													
項目	CNG容器に関する設計確認試験簡素化と同一型式の範囲の緩和															
意見・要望等の内容	容器の同一型式の範囲の緩和 高圧ガス保安法 容器保安規則の技術基準の機能性基準化（性能要件のみ規定に伴い、同一型式の範囲を更に緩和してもらいたい。型式の範囲が拡大されれば、確認試験の削減によりコストが低減し、採用できる容器のバリエーションが増え商品力がアップする。また、海外輸入品も採用しやすくなる。															
関係法令	高圧ガス保安法 第四十四条、第四十九条の二十一 容器保安規則 第六条、第七条、第五十八条 同規則 例示基準 9	共管														
制度の概要	同一型式：材料の化学成分、材料の製造方法、容器の製造所及容器の製造方法等が同一であって、容器胴部の外径、容器の全長及び内容積が決まれた範囲であるものをいう。															
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種類 \ 変更</th> <th>外形</th> <th>全長</th> <th>内容積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継目なし容器</td> <td>5%以下</td> <td>50%以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>複合容器</td> <td>10%未満</td> <td>50%以下</td> <td>30%未満</td> </tr> </tbody> </table>				種類 \ 変更	外形	全長	内容積	継目なし容器	5%以下	50%以下	-	複合容器	10%未満	50%以下	30%未満
種類 \ 変更	外形	全長	内容積													
継目なし容器	5%以下	50%以下	-													
複合容器	10%未満	50%以下	30%未満													
計画等における記載の状況	該当なし															
対応の状況	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置済・措置予定</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">検討中</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">措置困難</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: middle;"> [措置済 措置予定] </td> <td style="vertical-align: middle;"> [措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中] </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(実施(予定)時期：)</td> </tr> </table>				措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他	[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]			(実施(予定)時期：)			
措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他													
[措置済 措置予定]	[措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中]															
(実施(予定)時期：)																
(説明) 例示基準は、技術基準(省令)に適合する詳細基準の一例であり、例示基準以外の基準でも、技術基準に適合していることが確認されれば、基準として採用可能である。なお、例示基準の内容の改正については、改正案の作成者からの申請に基づき、高圧ガス保安協会に設置する規格検討委員会において、当該改正案が技術基準を満たすかどうかについて検討されるものである。																
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課															

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	日本化学工業協会
項目	完成及び保安検査における認定事業者の基準要件緩和		
意見・要望等の内容	当該事業者の技術的要件が厳しいため、法39条2項以下の認定制度の活用がなされていない。例えば以下のような基準緩和をお願いしたい。 資格要件の緩和：別表第4における保安管理検査、運転組織の要員の免状所持率の緩和 要員資格の社内認定制度		
関係法令	高圧ガス保安法39条の2	共管	
制度の概要	設備の保安管理体制が優秀である事業者については、大臣の認定を受けて、自ら検査を行うことが出来る。		
計画等における記載の状況	【規制緩和推進3カ年計画（平成13年3月30日閣議決定） 分野別措置事項 12.危険物・保安関係（3）個別事項 イ高圧ガス保安法関係 高圧ガス製造施設に係る認定保安検査実施者の要件】 自ら保安検査を実施することができる認定保安検査実施者の認定基準について再検討することにより、コンビナート関連事業者以外の第一種製造者についても、認定保安検査実施者への移行を推進することにつき、平成13年度までに検討する。		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期：平成14年3月）		
（説明） 規制緩和推進3カ年計画（平成13年3月30日閣議決定） 分野別措置事項 12.危険物・保安関係（3）個別事項 イ高圧ガス保安法関係 高圧ガス製造施設に係る認定保安検査実施者の要件 に基づき、認定基準の見直しを行っているところ。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	日本化学工業協会	
項目	火薬類取締法第2条による火薬類の定義見直し			
意見・要望等の内容	火薬・爆薬の分類が品名指定されているが、品名により指定されるものと、試験による危険度判定により分類されるものに分ける。			
関係法令	火薬類取締法	共管		
制度の概要) 規制法令：火薬類取締法第2条) 規制概要：火薬類取締法で規制する火薬類の定義を規定している。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難	その他
(説明) 火薬類は内包するエネルギーが大きく、爆発の危険性を有することから、万一事故が発生した場合の影響が極めて広範囲に及ぶ可能性がある。 火薬類取締法においては、公共の安全を確保するため、過去の多くの事故例、品目毎の物理・化学的性状等を踏まえ、製造または取扱時の危険性、用途、事故発生時の被害の想定等を総合的に勘案して爆薬または火薬として分類しており、試験のみによって判定・分類されるものではない。 このように、事故発生を防止し、保安を確保する観点から、品目毎に火薬または爆薬と分類定義して、規制することが適当と考えるところ、火薬類の定義の見直しは困難である。				
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	火薬類取締法第十条に基づく、火薬類取締法施行規則第七条、第四十一条による、手続きの簡略化			
意見・要望等の内容	製造施設の変更工事を行う場合、現在は、変更許可申請書の提出、許可証受領、変更工事の実施、完成検査申請、完成検査、完成検査済証の交付と手続きの手順が長い。これの簡略化を要望する。			
関係法令	火薬類取締法第10条 火薬類取締法施行規則第7条 火薬類取締法施行規則第41条ほか	共管		
制度の概要	<p>火薬類取締法第10条（製造施設等の変更）については、製造業者が一度許可を受けて製造を開始した後、その製造施設の位置、構造若しくは設備又は火薬類の種類若しくは製造方法を変更する場合、許可を受けるべきことを定めており、これらの事項は、危害予防の観点から経済産業省令に定める技術上の基準に適合するものであることが必要であり、当然のことながら、変更が生じた際には、新たに許可を受ける必要があることを規定している。</p> <p>火薬類取締法施行規則第7条については、法第10条を受けての手続きを規定している。</p> <p>法第15条（完成検査）については、当該製造施設が許可（変更を含む。）された後、工事を竣工し、完成後、当該製造施設が許可をした基準どおりに完成しているか否かを確認する必要があるため検査を行うことを規定している。</p> <p>火薬類取締法施行規則第41条については、法第15条を受けての手続きを規定している。</p>			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>火薬類の製造は、危険を伴うため、火薬類による災害の防止及び公共の安全を確保する観点から経済産業省令において製造設備、製造の方法に関する技術上の基準を定めている。</p> <p>火薬類の製造施設の変更（変更工事）に関しては、変更後の製造施設、製造方法の内容が技術上の基準に適合することについて、確認する必要があるため、許可制にしている。</p> <p>その際の審査は書面により行うが、変更工事の終了後、製造設備、製造方法の内容が実際に技術上の基準に適合していることを確認する必要があるため、完成検査を実地に受けることを規定している。</p> <p>個々の手続きは保安の確保の観点から重要なものであり、簡略化することは困難である。</p> <p>なお、行政庁における手続きについては、標準処理期間を定め、迅速な処理に努めているところ。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	火薬類取締法第十条に基づく、火薬類取締法施行規則第四十一条による、完成検査証の発行と施設の稼働開始日との関係			
意見・要望等の内容	現在は、完成検査証の入手後の稼働開始となっているが、これを完成検査が終了し、合格した時点で施設の稼働を開始できるよう要望する。			
関係法令	火薬類取締法施行規則第41条	共管		
制度の概要	火薬類取締法施行規則第41条については、法第15条(完成検査)を受けての手続きを規定している。内容的には、当該製造施設が許可(変更を含む。)された後、工事を竣工し、完成後、当該製造施設が許可をした基準どおりに完成しているか否かを確認する必要があるため検査を行うことにしている。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	火薬類の製造は、危険を伴うため、火薬類による災害の防止及び公共の安全を確保する観点から経済産業省令において製造設備、製造の方法に関する技術上の基準を定めている。 完成検査は、製造施設の設置工事(変更工事を含む。)の終了後、火薬類の製造施設、製造方法の内容が実際に技術上の基準に適合していることを確認するため、これを行うことになっている。 完成検査証は、検査の結果、経済産業局長又は都道府県知事が技術上の基準に適合していると認めた場合に交付されるものであり、申請者は、検査証の交付を受けたときから製造施設の使用ができることになっている。 なお、行政庁における手続きについては、標準処理期間を定め、迅速な処理に努めているところ。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	日本化学工業協会
項目	火薬類取締法施行規則第八条による、「軽微な変更の工事」の適用範囲の拡大		
意見・要望等の内容	自動車用エアバッグガス発生器の製造施設において、「軽微な変更の工事」の適用範囲の拡大を要望する。 拡大する範囲は、裸の火薬を取り扱う設備以外の設備とし、 同一工室内での設備の移動 生産量、停滞量、定員に影響を及ぼさない設備の新設、増設、撤去（例、金属部品のみ）の組立設備、手押し台車） 危険工室外の附属施設の変更（例、空調設備やコンプレッサー）		
関係法令	火薬類取締法施行規則第8条	共管	
制度の概要	火薬類取締法施行規則第8条の規定により、工室等内の暖房装置、照明設備又は排気装置の取替えの工事等について経済産業局長への届け出だけで済ませることができる。		
計画等における記載の状況			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）		
<p>（説明）</p> <p>作業台のほか技術基準に規定されていない設備の変更については、本来許可申請の対象でないため、火薬類製造営業許可申請書又は火薬類製造施設等変更許可申請書（当該申請書に添付されたレイアウト図を含む。）の記載内容の変更となる場合であっても、許可及び届出を必要としないものとして整理しており、要望の設備の変更についても、技術上の基準に特に定めがない限り、変更許可申請は不要である。</p> <p>なお、設備を危険工室内に新設、増設又は撤去をする際には、火薬類取締法施行規則第4条第1項第15号等に基準を定めたとおり、当該設備が万一の際の発火又は爆発の原因とならないことを確認しなければならないため、変更許可申請が必要である。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	日本化学工業協会	
項目	火薬類取締法施行規則第一条の四による、火工品の指定の見直し			
意見・要望等の内容	自動車用エアバッグガス発生器は、法の適用を受けないとされているが、通達にて「完成品になれば」との条件がついている。この条件を、「火薬類を容易に取り出せない状態になった段階で」に変更していただきたい。			
関係法令	火薬類取締法施行規則第1条の4	共管		
制度の概要	完成品の自動車用エアバッグガス発生器は、火薬類が取り出しにくく、爆発等の危険性が少ないことから、火薬の種類、火薬の量等に関わらず、火薬類取締法の適用を除外している。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	製造工程中、火薬類が容易に取り出せない状況となっても、点火具の取り付け等の際には事故の危険があることから、完成品に限り、火薬類取締法の適用を除外している。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	火薬類取締法施行規則第五条第1項第三号による、危険工室の定員の見直し			
意見・要望等の内容	自動車用エアバックガス発生器製造のための危険工室の定員は、通商産業省告示第五十八号、第十三条別表の危険工室等の区分(28)の「仕上工程」を適用している。この区分によれば作業員の定員は30名となるが、これを区分(18)の「その他の実包又は空包の装てん工程」並の50名に緩和していただきたい。			
関係法令	火薬類取締法施行規則第5条第1項第3号	共管		
制度の概要	火薬類取締法施行規則第5条第1項第3号については、危険工室は、爆発又は発火の危険のある工室であるから、製造作業を行う上には是非必要な人員の最小限をその工室の定員をして定め、特に必要な者以外は立ち入らせないようにしている。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
<p>(説明)</p> <p>火薬類の製造は危険が伴うことから、定員を増加させることにより、いたずらに作業員を危険にさらすことは避けるべきであるが、製造する火薬類の特性や製造所における実態等を考慮し、措置するか否かを含めて検討する。</p> <p>なお、火薬類取締法第5条第2項に基づき、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする措置がとられている。</p>				
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	火薬類取締法施行規則第一条第十号第3種保安物件の緩和の見直し			
意見・要望等の内容	A会社B工場とC会社D工場が隣接しており、資本関係にあり、利害関係を同一にする場合B工場の危険工室からD工場までの取るべき距離は、保安距離でなく、保安間隔にして頂きたい。			
関係法令	火薬類取締法施行規則第1条第10号	共管		
制度の概要	火薬類取締法施行規則第1条第10号については、保安物件のうち第3種保安物件について定義を定めている。保安物件とは、製造施設又は火薬庫の万一の発火又は爆発による影響から保護しなければならない物件をそれぞれの程度、保護法益の大きいものや危険度に応じて分類している。本号は、第3種保安物件として、家屋、鉄道、軌道、汽船の常航路又はけいりゅう所、石油タンク、ガスタンク、発電所及び工場をいう。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	火薬類取締法において許可は製造所を単位としており、火薬庫、危険工室等から保安物件までの保安距離を確保することにより、万一、事故が発生した場合の被害の抑制を図っている。保安間隔は、当該製造所内の保安管理体制を考慮し、同一製造所内における危険工室等から他の施設に対してとるべき距離として定めているもの。資本関係があったとしても別会社であれば、別々の製造所として、保安の確保を図ることが必要であるため措置は困難である。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	日本化学工業協会	
項目	少量新規化学物質の届出			
意見・要望等の内容	少量新規化学物質の届け出は1トン/年以下に定められているが、10トン/年以下に変更する。 対象物質範囲はポリマースキーム試験が許されている物質（分子量が1000以下が1%以下）。			
関係法令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条第2号	共管	厚生労働省 環境省	
制度の概要	「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（以下、「化審法」という。）施行令第2条第2項に基づき、新規化学物質の1年間の製造数量又は輸入数量（その新規化学物質を製造し、及び輸入使用とするものにあつては、これらを合計した数量）が1トン以下の場合、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に申し出て、その新規化学物質の数量及びこれによる環境の汚染が生じ人の健康を損なうおそれがないことの確認を受けた場合においては、化審法第3条の新規化学物質の製造等に係る届出を要しないこととされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)	<p>少量新規化学物質の確認の上限については、既に化審法改正時に緩和措置を講じており、旧法における1社当たり100kgという上限を廃止し、現行法では全国合計で1tという上限を設けている。</p> <p>この全国レベルの上限を緩和するためには、上限を拡大しても本法の目的たる環境汚染の観点から事前確認を行うのみでよいことを、科学的根拠に基づいて明らかにする必要がある。</p> <p>しかし、現状では十分な科学的知見が得られておらず、上限を拡大することは、人の健康に係る被害が生じることを防止する観点から現時点では不適當である。</p> <p>なお、一定条件を満たす新規高分子化合物の製造又は輸入に係る届出に関しては、審査において既に高分子フローズキームを採用することにより、一般の新規化学物質と比較して相当程度申請に係る負担の軽減を図っている。</p>			
担当局課室等名	製造産業局化学物質管理課			

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	(社)日本化学工業協会	
項目	火薬類取締法施行規則第五条第1項第九号による、危険工室の停滞量の見直し			
意見・要望等の内容	自動車用エアバックガス発生器製造のための危険工室の停滞量は、通商産業省告示第五十八号、第十四条別表の危険工室等の区分(28)の「仕上工程」を適用している。この区分によれば停滞量は火薬600kgとなるが、これを区分(27)の「緊急脱出装置及びこれに使用する推進薬組立工程」並の火薬1,000kg又はそれ以上に緩和していただきたい。			
関係法令	火薬類取締法施行規則第5条第1項第9号	共管		
制度の概要	火薬類取締法施行規則第5条第1項第9号については、火薬類の爆発による被害は、その数量に比例して増大されるから、製造作業上是非必要な数量を存置することはやむを得ないが、それ以外はできる限り少ない停滞量を定めて遵守させるようにしている。			
計画等における記載の状況				
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	火薬類の製造は危険が伴うことから、停滞量を増加させることにより、いたずらに公共安全及び作業者を危険にさらすことは避けるべきであるが、製造する火薬類の特性や製造所における実態等を考慮し、措置するか否かを含めて検討する。 なお、火薬類取締法第5条第2項に基づき、経済産業大臣が製造方法、土地又は設備の状況その他の関係により危険のおそれがないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする措置がとられている。			
担当局課室等名	原子力安全・保安院保安課			

分野	危険物・防災・保安分野 〔認定、検査（自主検査、検査周期、指定検査機関等）〕	意見・要望提出者	日本化学工業協会
項目	静電設置、避雷接地抵抗の測定周期延長【新規】		
意見・要望等の内容	静電設置、避雷接地抵抗を毎年定期に測定しているが検査周期を2年に延長してほしい。 (測定値に変化がない。接地線は2カ所に接地しており、断線など目視確認できる。)		
関係法令	高圧ガス保安法 コンビナート保安規則第5条第1項第47号・第37条 同規則例示基準32.	共管	
制度の概要	<p>コンビナート等保安規則第5条第1項第47号において、可燃性ガスの高圧ガス設備に生ずる静電気を除去する措置を講ずる旨規定されており、保安検査の方法として第37条別表4第49号において、可燃性ガスの高圧ガス設備について、静電気を除去する措置の状況を目視によるほか、記録等により検査する旨規定されている。</p> <p>第5条第1項第47号の例示基準「静電気の除去」においては、地上における接地抵抗値、地上における各接続部の接続状況、地上における断線、その他の損傷箇所の有無について検査を行い、機能を確認すること等を規定されている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>例示基準においては、静電気除去設備を正常な状態に維持するための検査方法として、地上における接地抵抗値、地上における各接続部の接続状況、地上における断線、その他の損傷箇所の有無、を定めている。</p> <p>このうち地上における接地抵抗値については、目視だけでは確認が不可能であると考えられ、記録等による検査を行うことなく、単に静電接地、避雷接地抵抗の測定周期を延長することは保安確保の観点から困難である。</p> <p>ただし、例示基準は技術基準(省令)に適合する詳細基準の一例に過ぎないことから、例えば2年に1回の接地抵抗の測定によっても、静電気除去設備が正常な状態にあることを検査を行う者に説明できる場合には、この検査項目が技術上の基準に適合していることを確認することはできるものとする。</p>			
担当局課室等名	原子力安全・保安院 保安課		

分野	危険物・保安関係	意見・要望提出者	個人
項目	都市ガスの規制緩和について		
意見・要望等の内容	都市ガスに係る需要家敷地内の工事を自由競争とするとともに、ガス事業者の委託を受けない工事会社等であってもガス栓の開栓作業を行えるようにして欲しい。		
関係法令	ガス事業法第28条第1項	共管	なし
制度の概要	<p>ガス事業法第28条第1項の規定により、一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を技術上の基準に適合するように維持する義務があり、保安責任を負うこととなっている。従って、需要家敷地内のガス栓までの配管についても、ガス事業の用に供する設備（ガス工作物）として技術基準に適合するよう維持することを義務づけていることから、その工事等は、ガス事業者の責任の下、実施されている。</p> <p>また、ガスの開栓時には、メーターガス栓を開く作業の外、ガス事業者との契約に関する手続、消費機器の保安上の点検、法令に基づく消費機器に関する安全周知等が一般的に実施されている。</p>		
計画等における記載の状況	なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
(説明)	<p>都市ガスに係る需要家敷地内の工事を行う施工業者の選定にあたっては、ガス事業者が一定の技術的、経理的要件等の自主基準を定め、施工業者の指定を行っているところであり、国の規制はない。</p> <p>また、ガス栓を開く作業等の外注先について、国の規制はない。</p>		
担当局課室等名	原子力安全・保安院 ガス安全課		

分野	その他	意見・要望提出者	経済団体連合会
項目	NPO設立要件の見直し		
意見・要望等の内容	地域において、産業振興、産業支援を目的としたNPOを設立可能とすべきである。		
関係法令	特定非営利活動促進法第2条、第2条関係別表	所管	内閣府及び都道府県
制度の概要	特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動は、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、環境の保全を図る活動、災害救援活動、地域安全活動、人権の擁護又は平和の推進を図る活動、国際協力の活動、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動、前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動、の12項目に該当する場合しか認められず、産業振興・支援のNPOは原則として認められていない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：)		
(説明)	地域において、産業支援を主な活動内容としたNPOの設立が増加しているものと認識している。経済産業省としては、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動の対象分野として「産業支援活動」を位置付け、産業支援を主な活動内容とするNPOの設立が認められるよう、内閣府等関係機関に働きかけて参りたい。		
担当局課室等名	経済産業省 大臣官房企画課政策企画室		

分野	その他	意見・要望提出者	(社)日本フランチャイズチェーン協会	
項目	6 新事業創出促進法に係る税制措置			
意見・要望等の内容	新事業創出促進法第9条の規定により読み替えて適用される産業活力再生特別措置法(以下、産業再生法)の認定に係る登録免許税の軽減措置の適用期限を延長すること。			
関係法令	新事業創出促進法第9条、産業再生法第3条1項、租税特別措置法第80条	所管	経済産業省	
制度の概要	新事業創出促進法第9条の規定により読み替えて適用される、産業再生法の認定について、認定を受けた事業者が子会社の設立や資本の増加等を行う場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができるが、産業再生法による支援措置は平成14年度末までの時限措置とされている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	14年1月より、産業再生法の拡充・延長の方向性について、産業構造審議会の新成長政策部会において議論を開始。今後、産業界の実態に即したニーズを十分に把握しつつ検討を進めて行く。			
担当局課室等名	経済産業省 経済産業政策局産業構造課			

分野	その他	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	<ul style="list-style-type: none"> ・日本版パイドール法 ・大学における知的財産の機関帰属 			
意見・要望等の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・大学を日本版パイドール法の対象とすべきである ・大学の研究員が発明したものは大学に帰属させるべきである 			
関係法令	産業活力再生特別措置法第30条	共管	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	
制度の概要	我が国の技術に関する研究活動を活性化し、その成果を事業活動において効率的に活用するため、政府の委託に係る技術に関する研究成果(特許権等)をその受託者(民間企業等)に帰属させることができるとするもの。			
計画等における記載の状況	該当無し。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	<ul style="list-style-type: none"> 措置済 措置予定 	<ul style="list-style-type: none"> 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 		
	(実施(予定)時期:)			
<p>(説明)</p> <p>日本版パイドール法は、そもそも大学であっても対象が可能。本要望趣旨は、経団連に確認したところ、大学に交付されうる国の研究開発予算を日本版パイドール法の対象として各担当省庁等が取り組むことが望まれているのに対し、現在のところ経済産業省以外の省庁は積極的に取り組んでいないことを問題視しているとのこと。</p> <p>現時点においては、国立大学の場合は、国立大学が国の機関であることから問題は大きく生じていないものの、私立大学への委託の場合に加え、独立法人化後においては国立大学への委託に係る成果に対しても各省庁が自らの予算をパイドール法の対象として適用しないため、大学が行った研究成果を自ら帰属することができないのではないかと不安視している。</p> <p>このため、今後自らの予算について各省庁が日本版パイドール法の対象とするよう、各省連絡会を実施し検討を依頼しているところ。また、今後も引き続き総合科学技術会議等と連携しつつ各省庁に働きかけることを予定。</p> <p>一方、大学の研究員の発明したものについては、現在、国立大学の独法化に向けて、組織としての大学に帰属されるよう、関係省庁に働きかけているところ。また、大学における研究成果の産業界への積極的な移転を推進するため、今後とも、TLOの活動に対する支援を行って参りたい。</p>				
担当局課室等名	産業技術環境局産業技術政策課 産業技術環境局大学連携推進課			